

【米国輸出管理規則 (EAR)】

米国EARの 域外適用の拡大 (直接製品ルール)



大江橋法律事務所 弁護士 /
ニューヨーク州弁護士 / カリフォルニア州弁護士
藤本 豪

▶ PROFILE

g-fujimoto@ohebash.com

第1 はじめに

2022年10月、米国商務省産業安全保障局 (BIS) は、輸出管理規則 (EAR) を改訂し、主として先端コンピューティング、スーパーコンピュータ及び半導体製造装置に関連する品目につき、中国向けの規制を強化しました。本改訂には日本企業に大きな影響を与える重要な内容が多く含まれますが、本稿では直接製品 (FDP) ルールに焦点を絞り、従来から存在するルールと併せて説明させていただきます。

(なお、本稿は、本年2022年12月7日現在の情報に基づいております。その後、変更が生じている可能性がありますので、ご注意ください。)

第2 直接製品 (FDP) ルールの概要

米国の外で生産された品目 (製品だけでなくプロセスやサービスも含み、以下「外国産品」といいます。) は、一定の要件を満たす場合には、米国原産の技術又はソフトウェアから直接的に生産されたもの (「直接製品」) であるか、又はそれ自体が「直接製品」である工場もしくは工場の主要構成要素^{注)1} (major component) によって生産されたものであるときは、EARの対象となります。これを直接製品ルールといいます (以下では「FDP

注)1 品目の「製造」にとって必須の「設備」(試験のための「設備」を含む) をいいます。なお、本稿において鍵括弧 (「」) の付されている用語は、本稿で特に定義されたものを除き、EARの中で定義づけられている用語です。



2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻の動きに合わせて、新たに「ロシア/ベラルーシFDPルール」及び「ロシア/ベラ

ルール」と表記します。FDPはForeign Direct Product (外国直接製品) の略です。)

ここでEARの対象となるということは、EARの域外適用を受けることを意味します。その品目の輸出や国内移転につきEARに基づく許可 (license) が必要とされている場合、それらを行おうとする会社は、米国以外 (例えば日本) の会社であってもBISに許可申請をしなければなりません。怠った場合には、米国当局から様々な制裁を受け、その結果、米国原産の物品、技術、ソフトウェア、サービス等を調達・利用できなくなるおそれがあります。

FDPルールは、現時点で8種類あります。FDPルールが導入された1959年当初は1種類しかなく、それが多少の変更を経て現在の「国家安全保障FDPルール」となりました。その後、2010年代になって、「『600シリーズ』FDPルール」と「9x515 FDPルール」が相次いで制定されました。いわば、これら3種類がFDPルールの基本形です (第3にて後述します。)

FDPルールは、その後も以下のとおり追加され、その発展の形から、EARの域外適用ルールの先端を行くものと評されています。

2020年5月15日、米国による中国向け規制の強化の一環として、ファーウェイを対象に、新たに「Entity List FDPルール」が制定されました (第5にて後述します。)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ルーシ軍事エンドユーザーFDPルール」が制定されました(第4にて後述します)。

2022年10月21日、米国による中国向け規制の更なる強化の一環として、「Entity List FDPルール」が改訂されるとともに、新たに「先端コンピューティングFDPルール」及び「『スーパーコンピュータ』エンドユースFDPルール」が制定されました(第5にて後述します)。

第3 基本形のFDPルール

■ 国家安全保障FDPルール

「国家安全保障FDPルール」(§734.9(b))は、外国産品が下記の製品範囲を満たし、かつ下記の対象国を仕向地とする場合に、EARの対象とするものです。

製品範囲: 次の①②両方を満たす場合、製品範囲に合致します。

- ①輸出許可の添付書類として確約書(written assurance)が要求される(又は、確約書の取得が許可例外TSR(Technology and Software under Restriction)の適用条件となっている)米国原産の技術もしくはソフトウェアの直接製品、又は、そのような直接製品である工場もしくは工場の主要構成要素により生産された製品であること
- ②当該外国産品の規制品目番号(ECCN)がNS(国家安全保障)理由で管理されているものであること

対象国: D:1国、E:1国、E:2国

(D:1国には、例えばロシア、ベラルーシ、中国が含まれます。E:1国はイラン、北朝鮮、シリア、E:2国はキューバです。)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

■ 『600シリーズ』FDPルール及び9x515FDPルール

『600シリーズ』FDPルール(§734.9(d))は、2013年10月に導入されたルールで、以前は武器品目として扱われていたが機微度が低いとして商務省の管轄とされた品目(ECCNが600番台)の技術・ソフトウェアの直接製品について定めたものです。外国産品のECCNが600番台又は0A919となる場合に適用されます。対象国は、D:1国、D:3国、D:4国、D:5国、E:1国、E:2国です。

「9x515 FDPルール」(§734.9(c))は、2014年11月に導入されたルールで、宇宙関連の技術・ソフトウェア(ECCN 9D515、9E515)の直接製品について定めたものです。外国産品のECCNが「9x515」となる場合に適用されます。対象国は、D:5国、E:1国、E:2国です。(なお、D:5国にはロシア、ベラルーシ、中国も含まれます。)

第4 ロシア・ベラルーシ関連のFDPルール

2022年2月、「ロシア/ベラルーシFDPルール」(§734.9(f))及び「ロシア/ベラルーシ軍事エンドユーザーFDPルール」(§734.9(g))が新たに導入されました。仕向地範囲をロシアとベラルーシ(前者)、エンドユーザー範囲をEntity Listで脚注3の指定のある事業体(後者)とし、製品群D又はEで指定される「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」等、広い範囲の品目をEARの対象とするものです。

もっとも、対ロシア・ベラルーシ制裁について米国と共同歩調をとっている国(日本も含まれます。)には適用されません(§746.8(a)(4)、§746のSupplement No. 3)。本ルールについて

では「大江橋ニュースレター 2022年10月号 (Vol.54) の「対ロシア等経済制裁ー 米国の輸出管理規則について」に詳しい内容が記載されていますので、本稿では割愛させていただきます。

第5 中国関連のFDPルール

Entity List FDPルール

「Entity List FDPルール」 (§734.9(e)) は、2020年5月に導入されたルールです。当初はファーウェイのみを対象としていました。その内容（導入後の改正を経た、本稿執筆時点の内容）は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記のエンドユーザー範囲に合致する場合には、EARの対象となります。（なお、米国の外で製造されたウエハーは、半製品にとどまるものを含め、外国産品に含まれるとされています。）

製品範囲：次の①又は②のいずれかです。

- ① EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D991、5E001、5E991で指定される「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」
- ② ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D991、5E001、5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である工場又は工場の主要構成要素（米国で製造されたか外国で製造されたかを問わない）によって生産された製品

エンドユーザー範囲：次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、エンドユーザー範囲に合致します。

- ① 外国産品が、Entity Listの許可要求欄に脚注1の指定のある事業体^{注2}によって生産、購入もしくは発注される「部品」「コンポーネント」もしくは「装置」に組み込まれるか、又はその「製造」もしくは「開発」において使用されること
- ② Entity Listの許可要求欄に脚注1の指定のある事業者が、外国産品の取引の当事者（例えば、「買主」「中間荷受人」「最終荷受人」「エンドユーザー」）であること

2022年10月、BISはEntity List FDPルールを改訂し、Entity Listの許可要求欄に脚注4の指定のある28の事業体（いずれも中国の事業体）を対象に、対象製品の範囲を若干広げた^{注3}ルールを導入しました。現在は、上記のファーウェイ向けのルール（脚注1ルール）と新たなルール（脚注4ルール）が併存しています。新たなルールの内容は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記のエンドユーザー範囲に合致する場合には、EARの対象となります。

製品範囲：次の①又は②のいずれかです。

- ① EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定される「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」
- ② ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、

^{注2} Huawei Technologies Co., Ltd.及びその関連会社です。

^{注3} 暗号化ソフトウェア及び技術（5D002及び5E002）の直接製品も対象に加われました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である工場又は工場の主要構成要素(米国で製造されたか米国の外で製造されたかを問わない)によって生産された製品

エンドユーザー範囲: 次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、エンドユーザー範囲に合致します。

①外国産品が、Entity Listの許可要求欄に脚注4の指定のある事業者によって生産、購入もしくは発注される「部品」「コンポーネント」もしくは「装置」に組み込まれるか、又はその「製造」もしくは「開発」において使用されること

②Entity Listの許可要求欄に脚注4の指定のある事業者が、外国産品の取引の当事者(例えば、「買主」「中間荷受人」「最終荷受人」「エンドユーザー」)であること

2 「先端コンピューティングFDPルール」

2022年10月、「先端コンピューティングFDPルール」(\$734.9(h))が新たに導入されました。内容は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記の仕向け地範囲に合致する場合には、EARの対象となります。仕向け地範囲が②の場合には中国向けではない外国産品も対象とされることに、注意が必要です。

製品範囲: 以下の①又は②のいずれかです。

①外国産品が次の(A)(B)両方の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

(A) EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D090、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定されている

「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」であること、及び

(B) ECCN 3A090、3E001 (3A090用)、4A090、4E001 (4A090用)に指定されているものであるか、又は、CCL(規制品目リスト)の他の場所で指定された集積回路、コンピュータ、「電子組立品」、「コンポーネント」のうち、ECCN 3A090もしくは4A090の性能パラメータを満たすものであること

②外国産品が次の(A)(B)両方の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

(A) ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D090、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である米国の外の工場又は工場の主要構成要素(米国で製造されたか米国の外で製造されたかを問わない)によって生産された製品であること、及び

(B) ECCN 3A090、3E001 (3A090用)、4A090、4E001 (4A090用)に指定されているものであるか、又は、CCLの他の場所で指定された集積回路、コンピュータ、「電子組立品」、「コンポーネント」のうち、ECCN 3A090もしくは4A090の性能パラメータを満たすものであること

仕向け地範囲: 次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、仕向け地範囲に合致します。

①中国を仕向け地とすること、もしくは、中国を仕向け地とする非指定品目(EAR99)である「部品」「コンポーネント」「コンピュータ」「装置」に組み込まれる予定であること

②マスク、集積回路のウエハー、ダイの「製造」のために、中国に本社を置く事業者によって開発された技術であること

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 「『スーパーコンピュータ』エンドユースFDPルール」

2022年10月、「『スーパーコンピュータ』エンドユースFDPルール」(\$734.9(h))が新たに導入されました注4。内容は以下のとおりです。

外国産品が下記の製品範囲に合致し、かつ、下記の国・エンドユース範囲に合致する場合には、EARの対象となります。「先端コンピューティングFDPルール」とは異なり、外国製品そのものについてECCNや性能パラメーターの限定は存在せず、ECCNのない製品(EAR99)も含まれます。

製品範囲：次の①又は②のいずれかです。

①外国産品が以下の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

EARの対象であり、かつ、ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D993、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定されている「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」であること

②外国産品が以下の条件を満たす場合には、製品範囲に合致します。

ECCN 3D001、3D991、3E001、3E002、3E003、3E991、4D001、4D994、4E001、4E992、4E993、5D001、5D002、5D991、5E001、5E002、5E991で指定される米国起源の「技術」又は「ソフトウェア」の「直接製品」である米国の外の工場又は工場の主要構成要素(米国で製造されたか米国の外で製造されたかを問わない)によって生産された製品であること

国・エンドユース範囲：次の①又は②のいずれかの「認識」がある場合には、国・エンドユース範囲に合致します。

- ① 中国に所在し又は中国に向けられた「スーパーコンピュータ」注5の設計、「開発」、「製造」、操作、据付(現地据付を含む)、保守(点検)、修理、オーバーホール又は改修に使用されること
- ② 中国に所在し又は中国に向けられた「スーパーコンピュータ」に使用される「部品」「コンポーネント」もしくは「装置」に組み込まれ、又はその「開発」もしくは「製造」に使用されること

以上

注4 新たなエンドユース規制(「スーパーコンピュータ」エンドユース規制)とセットで導入されたものです。

注5 ここでいう「スーパーコンピュータ」とは、41,600立方フィート以下の空間に収まる、倍精度(64bit)100ペタフロップス以上、又は、単精度(32bit)200ペタフロップス以上の集合最大理論計算性能を持つコンピューティング「システム」を指します。達成方法に関係なく、計算能力を基に判断している点が特徴です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。